

平成 24 年 8 月 22 日

〒487-0027

愛知県春日井市大泉寺町 292-342
株式会社犬の家 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク
理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内 2 丁目 18 番 22 号三博ビル 8 階
事務局長 外山孝司

TEL : 052-265-9258 FAX : 052-265-9259

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成 22 年 4 月 14 日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法 13 条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人 (NPO 法人) です。

今般、貴社の使用している犬の家売買契約書につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂きました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成 24 年 9 月 25 日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申し入れの内容、申し入れに対する貴法人の御回答の有無、内容及び本申し入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

1 申入の趣旨

- (1) ペットが、売買前から有していたにもかかわらず、説明されていない病気・負傷による買い手の損害について、貴社の規定を、消費者契約法8条1項5号、または、同10条に違反しないよう改定されることを求めます。
- (2) 貴社の規定を、貴社に故意または重大な過失がある場合の債務不履行責任、または不法行為責任について、消費者契約法8条1項2号、または、同4号に違反しないよう改定されることを求めます。

2 申入の理由

(1) 瑕疵担保責任規定について

- ① 貴社の規定では、瑕疵担保責任につき、3条の保障の対象外に該当しない場合で、かつ、「生体引き渡し後3ヶ月以内に病気により死亡に至った場合は、1回に限り、死亡した生体の生体価格と同等の生体の提供をいたします」「その保障期間内に飼育上重大な支障をきたす先天性障害があった場合、当店の指定する獣医師の診断書に基づき、1回限りお買い上げの生体の価格と同等の生体と交換いたします」と規定され、それ以外の場合には、貴社は一切の瑕疵担保責任を負わないとしています。

すなわち、ペットが、売買前から有していたにもかかわらず、説明されなかった先天性障害、病気、負傷による治療代ほかの損害に関して、消費者は、一切保障されない規定となっております。

- ② 消費者契約法8条1項5号は、有償契約である消費者契約において、事業者の瑕疵担保責任の全部を免除する契約条項を無効とし、8条2項にて、「当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合」は、1項5号の規定は適用しないとされています。
- ③ 上記「瑕疵のない物をもってこれに代える」とは、「当該契約の趣旨・目的に照らし、契約の目的物と同種・同性能でかつ瑕疵のない物を本来の目的物に代えて給付すること」「当該消費者契約において、当該消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足る代物給付」（落合誠一「消費者契約法」128頁）とされており、特定物取引において目的物の個性に着目したような場合には、該当しないとされています。
- ④ 貴社もご承知の通り、ペットの売買においては、ペットの個性に着目して取引がなされており、しかもいったん引き取り、飼育を始めた以上は、その個性はいっそう重要なものとなるため、代替物をもってしてはとうてい「当該消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足る代物給付」となるものではありません（日弁連消費者問題対策委員会「コンメンタール消費者契約法」154頁）。まして、貴社は、交換する生体について、「生体の選定は本店が行うものとし、また、生き物のため毛色や生後日数等が異なる場合があります。また、代替の生体が当該ペットの売買代金を上回る場合には差額をお支払い頂きます」と規定しているのですから、よりいっそう、「当該消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足る代物給付」とはなり得ないと考えます。
- ⑤ したがって、2項の適用がないとなると、「生体価格と同等の貴社が選定す

る生体との交換」のみを、しかも、限定された場合にのみ、適用されると規定する貴社の規定は「瑕疵担保責任の全部を免除する条項」に等しく、消費者契約法 8 条 1 号 5 号に違反する規定と考えます。

⑥ また、責任を負う場合を民法の規定より限定し、損害の額をその一部に限ることは、消費者の利益を一方的に害する条項として消費者契約法 10 条にも違反すると考えます。

(2) 貴社に故意または重大な過失がある場合の責任について

また、消費者契約法 8 条 1 項 2 号は事業者の故意または重大な過失により生じた債務不履行責任の一部を免除する条項を無効としています。

消費者契約法 8 条 1 項 4 号は、事業者の債務の履行に際してなされた、当該事業者の故意又は重過失がある場合の不法行為により、消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項を無効としています。

そもそも、先天性障害があったり、病気やけがあるペットを販売することは、どうして「そのものの通常有すべき品質」を備えているものの引き渡しとは言えず、債務の本旨に沿った履行をしているといえないばかりか、当該ペットが病気やけがを有するに至った原因や、その見落としについて、貴社に重大な過失や故意が存在し、8 条 1 項 2 号、または、4 号違反となる場合もあり得ます。

従いまして、貴社の規定を、消費者契約法 8 条 1 項 2 号、または、4 号に違反しないように、貴社が損害賠償責任を負うよう、改定されることを求めます。